

クロマグロの資源管理に伴う漁業者への緊急対策

太平洋クロマグロの資源管理に伴い漁業経営への影響が想定される漁業者等に対し、道や関係機関が連携した総合的な取組を実施。

道の取組

相談対応

- ◆振興局水産課に相談窓口を設置
- ・漁業者、漁協からの相談に対し制度活用をPR
- ・道総研、指導所等からの専門家派遣のコーディネート
- ・他部、他機関の制度で活用可能なものを紹介、マッチング

金融支援

- ◆新たに漁業振興資金の低金利融資枠を確保
 - ・北海道信用漁業協同組合連合会等と連携・協力し、マグロ漁業者（はえ縄、一本釣り、定置網）に対して金利を低減し、融資枠を確保 ※利率0.4%（通常1.5%）、償還期間1年、貸付限度額500万円

他漁業への取組支援

- ◆日本海漁業振興対策事業の活用推進
 - ・日本海地域におけるマグロ漁業者等の養殖業などへの取組を支援（施設整備、資材購入等、補助率1/2）
 - ・道総研、指導所等の専門家による養殖適地選定、技術的課題の解決等に係る協力 など

付加価値向上支援

- ◆マグロ以外の漁獲物の付加価値向上推進
 - ・道総研や指導所等の専門家を派遣し、ブリ、イワシ等の鮮度保持技術を指導 など

他部・他機関と連携した取組

- （振興局地域政策課、道経済部、北海道労働局（ハローワーク）等）
- ・地域づくり総合交付金による取組支援（放流種苗購入、ブランド化、販促活動等）
 - ・経済部等が所管する活用可能な事業・制度（中小企業総合振興資金等）を紹介
 - ・休漁中に他産業への就業を希望する者に対し、就業先を紹介・マッチング など

国の取組

- 資源管理による収入減少に対する補填（収入安定対策の拡充）
- 定置網漁業の混獲回避支援
 - ・漁業者が行う放流作業
 - ・魚探、水中カメラなどの機器購入
- クロマグロ資源管理に必要な技術開発等支援
 - ・漁具改良等技術開発
 - ・管理マニュアル作成・指導 など

「クロマグロ漁業に係る漁業者支援相談窓口」のご案内

道では、クロマグロの資源管理に伴い漁業経営への影響が想定される漁業者等に対し、支援の相談に対応するため、窓口を設置しています。

●影響を受ける漁業者への相談窓口

設置場所及びお問い合わせ先(沿岸〔総合〕振興局)

●ご相談時間

平日の午前9時00分から午後5時00分まで

振興局名(相談窓口)	電話番号	住 所
石狩振興局水産課	011-204-5841	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局水産課	0136-23-1391	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
檜山振興局水産課	0139-52-6551	檜山郡江差町字陣屋町336-3
渡島総合振興局水産課	0138-47-9481	函館市美原4丁目6番16号
胆振総合振興局水産課	0143-24-9809	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局水産課	0146-22-9321	浦河郡浦河町栄丘東通56号
十勝総合振興局水産課	0155-27-8609	帯広市東3条南3丁目1番地
釧路総合振興局水産課	0154-43-9211	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局水産課	0153-24-5691	根室市常盤町3丁目28番地
オホーツク総合振興局水産課	0152-41-0654	網走市北7条西3丁目
宗谷総合振興局水産課	0162-33-2532	稚内市末広4丁目2-27
留萌振興局水産課	0164-42-8469	留萌市住之江町2丁目1-2

※電話番号は、各担当係への直通番号です。

クロマグロを漁獲する道内の沿岸漁業者の皆さまへ！！

～融資制度のお知らせ～

○漁業振興資金

- ・クロマグロを漁獲する道内の沿岸漁業者の皆さまへ

今年7月からクロマグロ漁を行うに当たっては、より厳しい資源管理の取り組みが求められています。このため、漁業系統団体と協議を行い、小型クロマグロの選別・放流に必要となる人件費や釣り針等の追加購入等に必要とされる資金を準備しましたので、ご活用ください。

なお、詳細は、お近くの（総合）振興局水産課、北海道信用漁業協同組合連合会各支店・センター又は所属漁協にお問い合わせください。

（概 要）

- ・用 途：クロマグロの漁獲管理に必要な資金
- ・対象者：クロマグロを採捕する定置網漁業者、一本釣り漁業者

及びはえ縄漁業者

- ・貸付限度額：500万円
- ・償還期限：1年以内
- ・貸付利率：0.4%

【新規】 日本海漁業振興対策事業費

【目的・概要等】

「日本海漁業振興基本方針」に基づいて、新たな養殖業の導入・拡大や漁船漁業を組み合わせ合わせた複合的な経営多角化、漁業生産規模の拡大や付加価値向上などにより生産の増大と経営の安定に向けた共同化などのモデルを構築するための取組に支援し、日本地域の漁業振興を図る。

【事業内容】

1 地域協議会による実行計画の策定・進行管理

「地域協議会」が、その地域における具体的な「実証計画」を策定し、知事が実証計画を承認、地域協議会は実証計画の適切な進行管理を図る。

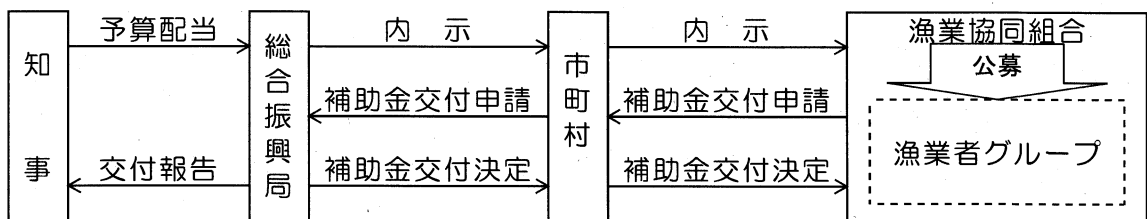
事業主体 : 地域協議会
(市町村、漁協、漁業者団体等、漁協系統各連、試験研究機関、振興局水産課、水産技術普及指導所など)

2 経営多角化構築実証事業

実証計画に基づき、漁業協同組合が実施する養殖の生産規模拡大や漁業種類の追加による経営多角化の実証事業に対して補助する。

事業主体 : 漁業協同組合
補助対象 : 養殖施設整備費、漁具・資材購入費、付加価値向上の取組経費
補助率 : 1/2以内
補助要件 : 参画する者は、5名以上の漁業者グループ

補助金の流れ



【事業推進管理】

道（本庁、振興局水産課、指導所）は、経営多角化構築実証事業の実施に当たり、養殖技術の指導等を行うほか、事業を実施していない地域に成功事例の普及を行い、事業規模拡大を促進。

【予算額】

予算額（千円）		国	道	その他	実施年度	H26(補正)～
30年度	30,501	15,250	15,251	0	担当課・ グループ	水産経営課 日本海漁業振興対策室
29年度	26,226	13,113	13,113	0		

※特定財源：地方創生推進交付金